

令和2年4月28日

保育所（園）・認定こども園
地域型保育事業所
を利用する保護者の皆様

土浦市長 安藤 真理子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設利用の自粛要請期間の延長について

日頃から、土浦市保育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

本市では、国の緊急事態宣言及び茨城県知事の外出自粛要請を踏まえた感染拡大防止の対策として、家庭保育が可能な方へ保育施設利用の自粛をお願いしているところです。

現在、施設平均で6割程度、最大で9割の登園自粛のご協力いただいております、皆様のご理解とご協力を改めて感謝申し上げます。

感染拡大の収束が見えない中、今回の茨城県知事の要請により、市内小中学校の臨時休業が5月末まで延長されたことを踏まえ、市内保育所等につきましても、これまでの自粛要請期間を令和2年5月31日（日）まで延長させていただきます。

保護者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、皆様と皆様の大切な方の命を守るためのお願いですので、引き続きご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、当該通知についても今後の状況により、変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

記

1 自粛要請期間（延長後）

令和2年4月8日（水）～5月31日（日）まで ※国の要請等により再延長の可能性があります

2 対象施設

市内の認可保育施設（保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所）

3 利用者負担額（保育料）の取扱い

自粛要請期間において日割り計算となります。いったんお支払いいただき、後日、返還いたします。申請書は各施設及び土浦市のホームページにございます。

※利用者負担額のみが対象となります。実費徴収については、この取扱いの対象外です（各施設での対応）。

4 家庭保育中の欠席の取扱い

通常1か月を超えて、登園しない場合は退園となりますが、当期間中の欠席は対象としません。

問合せ先
土浦市保健福祉部こども福祉課
[TEL:029-826-1111](tel:029-826-1111)